

第749号

令和4年2月15日

公 告

長瀬産業健康保険組合  
理事長 山岡 徳慶

任意継続被保険者の標準報酬月額決定について

標記について、当組合の平均標準報酬月額は470,000円と決定しました  
ので、ここに公告します。

適用期間 自 令和4年4月 1日  
至 令和5年3月31日

以 上